ビス

介護保険サービスの種類と費用

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に 入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市区町村にお住まいの 方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

自宅を訪問してもらう





▶P.20~21 施設に通って利用する



短期間施設に泊まる





▶ P.23

自宅から移り住んで利用する





▶P.24

介護保険施設に移り住む





生活する環境を整える



各サービスの見方

利用できる要介護度 を示します。

認知症の方が施設で共同生活を送る

認知症対応型共同生活介護【グループホーム】

このマークのついたサービスは 地域密着型サービスです。 原則として事業所のある市区町

村の住民だけが利用できます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす 753円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

788円



自己負担1割の費用をめやすとして掲載しています。実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、 3割のいずれかです。(▶P.28参照)

- ※自己負担のめやすは標準的な地域のものです。実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加 算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。
- ※自己負担のめやすは令和6年1月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。





ケ

ァ

プ

ラン

を

作

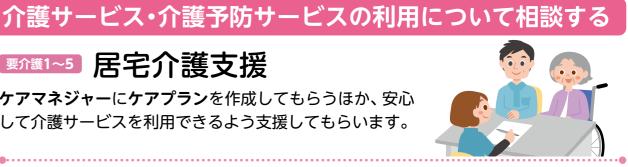
成

す

る

要介護1~5 居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心 して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



介護予防支援

地域包括支援センターの職員やケアマネジャーなどに 介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介 護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

変更ポイント

介護予防ケアプランの作成 を、町から指定を受けた居宅 介護支援事業者へ依頼でき るようになりました。(令和 6年4月から)

護保険

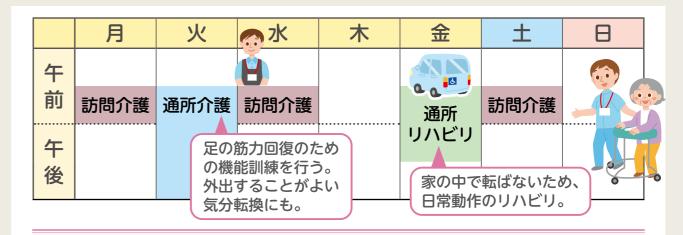
種類と

ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

※小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケア プランを作成してもらいます。

ケアプランの作成例(要介護1の方の例)

🌗 足の筋力を回復し、自分で家事ができるようになりたい



納得のいく ケアプラン のために

ケアプランは生活の設計図。目標の達成につながるサービスを組み込むこ とが大切です。「担当のケアマネジャーさんにすべてお任せ」ではなく、目 標やどんな牛活を送りたいかをケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されて いるか評価します。サービス利用の途中でも「自分の 生活に合わない|「改善が見られない|という場合は、 ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマ ネジャーに相談してください。

